## 年次大会のあり方について

## 2019年2月27日 日本霊長類学会理事会

項目	法人化後	現状
大会長の決定	(代議員制を採った場合)	評議員会で決定
	会員総会での審議ののち、代議員会で決定	
大会長の責務	代議員会と理事会にオブサーバー参加	理事会には報告
運営	学会の一組織としての実行委員会が運営 ただし、運営の実際上は従来どおり	学会組織とは独立した実行委員会が運営
経理	学会経理の一部となる ・学会会計から開催補助金は支出されず、実行委員会に準備金として預ける扱いになる ・大会運営にかかる収支は、学会としての収支となる(参加費・懇親会収入は学会の収入になる) ・大会の赤字/黒字は学会経理内で処理 ・監事による会計監査が入る	学会経理とは独立採算 ・学会会計から、実行委員会に開催補助金が支出される ・大会の赤字は実行委員会内で処理 ・大会の黒字の扱いは実行委員会決定(開催補助金等の返還、学会への寄付等) ・会計監査はない
科研費	現状とほとんど変更なし	大会実行委員会が立案し、予算執行、報告書原案作成 学会が、申請と補助金受領、報告書提出、予算執行記録文書を保管 会計監査を受ける